

# 第34回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 12番, 13番)

開催期日 平成29年4月27日

第34回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年4月27日(木) 午前7時50分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田村繁則

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤沢祐之

本日の出席委員

1番 井内 弘	10番 鳥村 正行
2番 桂 一照	11番 木内 浩一
3番 清水 哲雄	12番 小川 信一
4番 蔵田 信幸	13番 淵野 巖
5番 篠田 勝	14番 青山 悟
6番 長谷川 誠	15番 中島 信之
8番 亀田 孝	16番 吉田 寿栄
9番 藤田 淳	17番 田村 繁則

本日の欠席委員

7番 笹谷 和広

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川 道也
〃	事務局 参与	藤沢 祐之
〃	事務局 員	名内 隆
〃	事務局 員	仁平 竜太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 89号	農地法第18条第6項の規定による通知について
5	報告第 90号	農地のあっせん成立について
6	議案第158号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第159号	農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
8	議案第160号	土地の現況証明願いについて
9	議案第161号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第162号	農地のあっせんについて
11	議案第163号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
12		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第34回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員16名、欠席委員1名、笹谷委員より欠席との報告を受けております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

みなさん農作業の忙しい中、早朝よりお集まりいただき大変ご苦勞様です。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議長）

日程1 会議録署名委員についてですが、12番小川委員、13番瀧野委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）  
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。4月4日、栗山町農民協議会第55回定期総会が開催され、田村会長が出席しております。6日、そらち南農業協同組合第8回通常総代会が由仁町で開催され、田村会長が出席しております。7日、空知農業委員会連合会第1回役員会が岩見沢市で開催され、田村会長が出席しております。同日、空知農業委員会連合会通常総会が岩見沢市で開催され、田村会長が出席しております。同日、平成29年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が岩見沢市で開催され、田村会長が出席しております。13日、平成29年度第1回栗山町農業再生協議会が開催され、田村会長が出席しております。同日、平成28年度栗山町米麦改良協会定期総会が開催され、田村会長が出席しております。14日、平成29年度新規就農者等交流会が開催され、吉田代理が出席しております。20日、現地調査を、清水委員、蔵田委員、亀田委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第89号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第89号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は3件でございます。

番号1 所在 ○○143番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積987㎡外2筆 計田3筆7,431㎡でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年4月28日 契約期間 平成23年4月28日から平成31年11月30日 解約通知日 平成29年4月5日 通知者 賃貸人 ○○147番地○○○○ 賃借人 字○○540番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ この通知につきましては、後程ご協議いただきます農地法3条の許可申請に係るものでございます。

番号2 所在 字○○2番地12 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積3,664㎡外6筆 計田7筆68,970㎡でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年12月30日 契約期間 平成26年12月30日から平成37年11月30日 解約通知日 平成29年4月12日 通知者 賃貸人 字○○590番地1 ○○○○ 賃借人 字○○387番地 ○○○○ この通知につきましては

は、後程ご協議いただきます農地のあっせんに係るものでございます。

番号3 所在 字〇〇590番地8 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積17,135㎡1筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日平成26年12月30日 契約期間 平成26年12月30日から平成31年11月30日 解約通知日 平成29年4月12日 通知者 賃貸人 字〇〇590番地1 〇〇〇〇 賃借人 字〇〇387番地 〇〇〇〇 この通知につきましては、後程ご協議いただきます農地のあっせんに係るものでございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第90号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第90号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇8番地67 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇93番地1 〇〇〇〇(持分1/2) 〇〇〇〇(持分1/2) 対象農地所在 字〇〇94番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積140㎡外11筆 田6筆4,016.59㎡ 畑5筆16,346㎡ 雑種地1筆136㎡ 計12筆20,498.59㎡でございます。成立年月日 平成29年4月4日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、小川委員・青山委員でございます。

番号2 申出者 栗山町〇〇147番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇540番地株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇140番地5 地目につきましては 公簿 畑 現況 田 面積2,350㎡外6筆 田4筆24,996㎡ 用悪水路3筆248㎡ 計7筆25,244㎡でございます。成立年月日 平成29年4月5日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、吉田委員・中島委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第158号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第158号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は所有権移転1件でございます。

番号1 所在 ○○143番地1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積987㎡外3筆 田3筆7,431㎡ 畑1筆1,795㎡ 計4筆9,226㎡でございます。譲渡人○○147番地 ○○○ 摘要といたしまして 既に賃貸借していた申請地を譲受人に売渡したい。譲受人 字○○540番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 摘要といたしまして 借入していた農地を購入し経営安定を図るため買い受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(16番 吉田)

番号1について報告いたします。

○○さんは今後耕作することがなく、既に賃貸している耕作者への譲渡であり、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第158号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第158号については原案どおり決定といたします。

日程7 議案第159号「農地法5条の規定による許可申請の取下げについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第159号 農地法5条の規定による許可申請の取下げについて 平成29年1月30日開催の第31回栗山町農業委員会総会において、農地転用の許可の可否を附して北海道農業会議に意見聴取し、議決をされた下記の許可申請について、取下げの申請があったので意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇341番地1の内 地目といたしまして 公簿 畑、現況 田  
面積 18,602 m<sup>2</sup> 1筆でございます。貸主 字〇〇288番地 〇〇〇〇 借主 〇〇町〇〇  
292番地 〇〇〇〇〇〇有限公司 代表取締役 〇〇〇〇 転用目的 耕地改良及び砂  
利採取 取下げ年月日 平成29年4月19日 取下げ理由 諸般の事情によるとなっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第159号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第159号については原案どおり決定といたします。

日程8 議案第160号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第160号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は5件の願い出でございます。

番号1 所在 〇〇4丁目150番地 公簿田 現況農地外 面積 283 m<sup>2</sup> 利用状況  
宅地として利用 所有者 〇〇4丁目150番地 〇〇〇〇〇 願出人 〇〇町〇〇3丁  
目4番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 〇〇4丁目69番地11 公簿田 現況農地外 面積 262 m<sup>2</sup> 利用状況  
雑種地として利用 所有者 〇〇〇市〇〇〇1丁目8番10 〇〇〇〇 願出人 〇〇市  
〇〇〇4丁目7 〇〇〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号3 所在 〇〇4丁目69番地12 公簿田 現況農地外 面積 262 m<sup>2</sup> 利用状況  
雑種地として利用 所有者 〇〇4丁目87番地 〇〇〇〇 願出人 〇〇市〇〇〇4丁  
目7 〇〇〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号4 所在 ○○3丁目105番地 公簿畑 現況農地外 面積1,050㎡外2筆 計3筆 5,087㎡ 利用状況 雑種地、原野として利用 所有者・願出人 ○○3丁目109番地 ○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号5 所在 ○○4丁目20番地5 公簿田 現況農地外 面積599㎡ 利用状況 雑種地として利用 所有者・願出人 ○○2丁目239番地 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(8番 亀田)

平成29年3月30日 第33回農業委員会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、4月20日に清水委員、蔵田委員、吉川局長、藤沢参与、名内主査同行のもと現地調査を行い、申請どおりの地目であることを確認してきております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局、現地調査班長より報告がありましたが、何か質問、意見はございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第160号土地の現況証明願いについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第160号については原案どおり決定といたします。

日程9 議案第161号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第161号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借8件、所有権移転2件、使用貸借3件の計13件であります。

整理番号29所1-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○93番地1 ○○○○(持分1/2) ○○○○(持分1/2) 所有権を移転する者 栗山町字○○8番地67 ○



〇〇〇 申出年月日 平成29年4月4日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇94番地1 現況地目 田 面積140㎡外11筆 田6筆4,016.59㎡ 畑5筆16,346㎡ 雑種地1筆136㎡ 計12筆20,498.59㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成29年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロンで、家族構成は男1人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29所2-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇540番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇147番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月5日 所有権を移転する土地 所在 〇〇140番地5 現況地目 田 面積2,350㎡外6筆 田4筆24,996㎡ 用悪水路3筆248㎡ 計7筆25,244㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成29年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃3-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇95番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇90番地1 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月4日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇27番地4の内 現況地目 田 面積3,758㎡外4筆 計田5筆12,378㎡ でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間平成29年4月28日から平成29年11月30日の7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして年間 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯・大豆で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃4-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇68番地 有限会社 〇〇〇〇 取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇2丁目399番地

〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月7日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇148番地1の内 現況地目 畑 面積6,266㎡外3筆 計畑4筆16,268㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間平成29年4月28日から平成38年11月30日の9年7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして年間 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、構成員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃5-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇205番地 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇205番 〇〇〇〇 申出年月日 平成28年4月12日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇159番地5 現況地目 畑 面積23,662㎡外18筆 田2筆30,375㎡ 畑17筆135,172㎡ 計19筆165,547㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成28年4月28日から平成38年11月30日の9年7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、構成員は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃6-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇147番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇128番 〇〇〇〇他5名 申出年月日 平成29年4月14日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇129番地1 現況地目 畑 面積3,129㎡外10筆 田10筆44,369㎡ 畑1筆3,129㎡ 計11筆47,498㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年4月28日から平成38年11月30日の9年7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29賃7-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇303番地 有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇291番2 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月12日 利用権を設定する土地 所在 字

〇〇292番地2 現況地目 畑 面積 3,686 m<sup>2</sup> 1筆 でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年4月28日から平成29年11月30日の7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇円面積乗じまして 年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロンで、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29貸8-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇2丁目48番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇2丁目87番2 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月12日 利用権を設定する土地 所在 〇2丁目87番地1の内 現況地目 畑 面積 3,550 m<sup>2</sup> 1筆 でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成29年4月28日から平成29年11月30日の7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇円それぞれ面積乗じまして 年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇〇宅へ現金を持参するものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、構成員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29使9-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇519番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇132番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月14日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇121番地3 現況地目 田面積 18,975 m<sup>2</sup>外10筆 田10筆 59,575 m<sup>2</sup> 畑1筆 737 m<sup>2</sup> 計11筆 60,312 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成29年4月28日から平成29年11月30日の7カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号29使10-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇519番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇〇市〇〇347番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月14日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇130番地1 現況地目 田面積 1,448 m<sup>2</sup> 1筆 でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成29年4月28日から平成29年11月30日の7カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 29 賃 11-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字 〇〇 98 番地 〇〇  
〇 利用権を設定する者 栗山町字 〇 30 番 〇〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 4 月  
19 日 利用権を設定する土地 所在 字 〇 13 番地 7 現況地目 畑 面積 2,473 m<sup>2</sup> 外 5  
筆 計畑 5 筆 15,084 m<sup>2</sup> でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃  
貸借 期間 平成 29 年 4 月 28 日から平成 31 年 11 月 30 日の 2 年 7 カ月となつてお  
ります。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積乗じまして 年間  
〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに  
〇〇〇〇名義 〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農  
状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯・大豆で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動  
も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項  
の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 29 賃 12-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字 〇〇 98 番地 〇〇  
〇 利用権を設定する者 栗山町 〇〇 1 丁目 87 番 19 〇〇〇〇 申出年月日 平成 2  
9 年 4 月 19 日 利用権を設定する土地 所在 字 〇 13 番地 6 現況地目 畑 面積  
5,282 m<sup>2</sup> 外 8 筆 田 6 筆 14,016 m<sup>2</sup> 畑 3 筆 18,677 m<sup>2</sup> 計 9 筆 32,693 m<sup>2</sup> でございます。  
設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成 29 年 4 月 28 日から  
平成 31 年 11 月 30 日の 2 年 7 カ月となっております。借賃につきましては 10a あた  
り 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして 年間 〇〇〇〇〇  
円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇名  
義 〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主  
な経営作物は小麦・種子馬鈴薯・大豆で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に  
参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を  
満たしていると考えます。

整理番号 29 使 13-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字 〇〇〇 730 番地  
有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字 〇〇〇 730  
番 〇〇〇 申出年月日 平成 29 年 4 月 19 日 利用権を設定する土地 所在 字 〇〇  
〇 729 番地 1 の内 現況地目 田 面積 12,368 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計田 3 筆 14,023 m<sup>2</sup> ござ  
います。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成 29 年 4 月  
28 日から平成 33 年 11 月 30 日の 4 年 7 カ月となっております。利用権の設定を受け  
る者の営農状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で  
地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18  
条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。賃貸借 8 件・所有権移転 2 件・使用貸借 3 件の説明がありましたが、関係する委  
員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、井内委員退席

願います。

(井内委員退席)

それでは、整理番号29使13-1について審議したいと思います。

整理番号29使13-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29使13-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29使13-1は原案どおり決定いたします。

(井内委員着席)

これからは整理番号順に審議したいと思います。

整理番号29所1-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29所1-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29所1-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29所2-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29所2-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29所2-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃3-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃3-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃3-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃4-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃4-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃4-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃5-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃5-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃5-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃6-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃6-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃6-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃7-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃7-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃7-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃8-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃8-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃8-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29使9-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29使9-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29使9-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29使10-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29使10-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29使10-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃11-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃11-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃11-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29賃12-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29賃12-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29賃12-1は原案どおり決定いたします。

日程10 議案第162号「農地のあっせんについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第162号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は2件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇590番地1 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月12日 申出地所在 字〇〇590番地4 地目は公簿、現況ともに田 面積11,786㎡外4筆 計田5筆63,703㎡でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇590番地1 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年4月12日 申出地所在 字〇〇590番地8 地目は公簿、現況ともに田 面積17,135㎡1筆でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載しており

ますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 中島)

番号10000さん、番号20000さんにおかれましては、申出地について賃貸借で貸付していましたが今後も耕作することがないため農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に0000さん、第2候補に0000さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として清水委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。委員に関する案件でありますので、蔵田委員の退席を願います。

(蔵田委員退席)

何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1及び2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1及び2についてはあっせんを可といたします。

中島委員・清水委員よろしく申し上げます。

(蔵田委員着席)

日程11 議案第163号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第163号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてご説明をいたします。

この件につきましては、農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、一昨年度より実施しております。平成29年度計画について、本日、議決いただきました後、町ホームページに公開し、農水省へ提出をすることとなっております。

まず、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明をいたします。Ⅰ農業委員会の状況につきましては、農林業センサス及び各種統計より記載しております。総農家数は、428戸、販売農家数は381戸となっております。農業者数は、944人、内、女性は429人、40代以下は244人となっております。認定農業者数は319経営体であります。耕地面積は、5,940ha となっております。2農業委員会の現在の体制は、記載のとおりであります。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化 1現状及び課題については、管内農地面積は、5,940ha で、本年度の集積面積目標は、11ha、実績面積が21ha となっており、190.91%の達成率となっております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進 1現状及び課題として、過去3年の新規参入者の状況ですが、25年3経営体、26年5経営体、27年4経営体となっております。28年度の目標及び実績として、目標値2経営体に対し実績値3経営体となっております。

Ⅳ遊休農地に関する措置 現在の遊休農地面積は、14.6ha で、本年度の目標値は3ha ですが、解消実績10.4畝ということで非常に多く解消されております。これは〇〇〇地区における自己による解消と、〇〇地区における賃貸借による解消が大きかったものであります。さらに白地地区におきましても対象外ということで面積を差し引いておりますので、今年の解消実績は10.4畝となっているところでございます。

続いて、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明をいたします。1農業委員会の状況は、農家・農地等の概要として、数値は昨年農業センサスの数値で変わりはありません。2農業委員会の現在の体制は、記載のとおりであります。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化 現状及び課題については、管内農地面積は、5,930ha で、本年度の集積面積目標は10ha としております。Ⅳ遊休農地に関する措置でございしますが、昨年の解消面積が大きかったことにより、今年度の遊休地面積が4.2ha と少なくなっております。解消が非常に困難な案件ではございますが、解消に向けた目標面積を1ha とさせていただいているところであります。

なお、今後のスケジュールでございしますが、この評価等目標につきましては町のホームページで公開をさせていただきまして、近日中に農林水産省に報告をさせていただくこととなります。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長)

はい。議案第163号について、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第163号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平



成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第163号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は5月30日の火曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては5月23日の火曜日 午前9時30分から 第3班 桂委員、篠田委員、鳥村委員にお願いいたします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前8時50分終了)